

(開会 午前 11 時 02 分)

○委員長（高橋徳久） おはようございます。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと存じます。

審査に入る前に、当局からあいさつをいただきます。吉川教育長お願いいたします。

○教育長（吉川正一） お疲れ様です。早速でございますが、本日ご審議いただきますのは、このとおりの降雪不足でございます。大曲及び協和スキー場運営費の補正をするため、今年度のスキー場事業特別会計への繰り入れ等を行うため、ご審議いただくということでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第 31 号「令和元年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第 32 号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第 10 号）」及び、議案第 33 号「令和元年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、関連がありますので一括して議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料 No. 1 「議案書の 32 ページをご覧ください。

はじめに、議案第 31 号「令和元年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」ご説明申し上げます。

令和元年度大仙市スキー場事業特別会計に一般会計から繰り入れる事業資金の上限額を 6,702 万 8 千円以内から、9,876 万 1 千円以内に改めることについて、地方財政法第 6 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、この後の議案第 33 号「令和元年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）」でご説明申し上げますが、大曲ファミリースキー場と協和スキー場の今シーズンの暖冬の影響に係る指定管理費用に充てられるものであります。

次に、資料 No. 3 「令和元年度大仙市補正予算書」の 8 ページをご覧ください。

議案第32号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」について、ご説明申し上げます。

令和元年度大仙市一般会計予算から令和元年度大仙市スキー場事業特別会計へ3,173万3千円を繰り出すことについて、議会の議決をお願いするものであります。

こちらも詳細につきましては、この後の議案第33号「令和元年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」でご説明申し上げますが、大曲ファミリースキー場と協和スキー場の指定管理費用に充てられるものであります。

次に、資料No.3-1「事業説明書」の2ページをご覧ください。

議案第33号「令和元年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

これは、この冬の暖冬による大曲ファミリースキー場並びに協和スキー場に係る指定管理料の変更に伴い3,173万3千円の補正をお願いするものであります。

はじめに、令和元年度シーズンの両スキー場の営業は、暖冬による積雪不足から実質営業日数が指定管理者募集要項や協定書の規定する営業日数を満たす以前に、オープン以後の営業日数が0という過去に例のない状況となり、1月末をもって今シーズンの営業を終了しております。

これは、1月下旬の時点で気象庁の長期予報におきましても、今後まとまった降雪が期待できなかったことに加え、今後ある程度の積雪があったとしても、少量の積雪や雪質の良くないゲレンデで営業を開始した場合は、利用者の怪我のリスクも膨らむことから、本市と指定管理者、地域のスキー連盟等と協議の結果、判断したものであります。

両スキー場とも、指定管理者による運営形態となっておりますが、協定書並びに募集要項において基準とする営業日数に満たない場合は、その指定管理料について協議、または変更できると定めていることから、本来見込まれていた収入の不足分を補うための補正をお願いするものであります。

2番のこれまでの実績欄に、市内3スキー場の過去3年間の営業日数と収入総額を表にしております。平成28年度も協定書の規定する営業日数に満たなかったことから、同様に指定管理料の補正をお願いしております。

3番の問題と課題ですが、スキー場収入については、その年の天候などに大きく左右されますが、支出経費につきましては天候不良にかかわらず一定の費用が必要とされます。

今シーズンのような積雪不足により、年末年始の営業が出来ない場合、経営全体に及ぼす収入減の影響は計り知れないものがありまして、ましてや営業日数がゼロの状況下では、指定管理者の経営全体に甚大な影響を及ぼすものであります。

今後も気象条件次第では様々なケースが想定されることから、気象による収入減の影響を最小限に抑えられるよう、今後、指定管理者と連携を密にして対策を講じてまいります。

概要につきましては、今シーズンの業務に係る経費につきまして、指定管理基本協定書により、計画営業日数の7割に満たない場合は指定管理料の変更の可否や、変更金額について協議により決定すると定められていることから、指定管理者と協議のうえ、本来見込まれる収入の不足分として、指定管理の範囲で要した経費から、収入総額を差し引いた金額の補正をお願いするものであります。

補正額につきましては、大曲ファミリースキー場が436万9千円、協和スキー場が2,736万4千円となり、両スキー場あわせて3,173万3千円の補正をお願いするものであります。

なお、大台スキー場につきましては、太田町生活リゾート株式会社の解散に伴いまして、スキー場も含めた会社経営全体の過不足分を3月に精算する形で処理させていただくよう進めておりますので、ご了承いただきたいと思います。

財源は、すべて一般財源となります。

併せて、債務負担行為につきまして、大曲ファミリースキー場の指定管理に係る債務負担行為額に436万9千円の追加をお願いするものでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。ただ今の説明に対しまして、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤芳雄） 私の勘違いが分かんねども、協和スキー場に雪の出来る機械ねがったがや。それが今どうなってるのが、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（高橋徳久） はい、伊藤次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） 過去に人工降雪機ございましたが、21年度のリニューアルの際に人工降雪機を廃止しております。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。

○委員（佐藤芳雄） はい、分かりました。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。藤田委員。

○委員（藤田和久） スキー場の従業員には、きちんと給料どがそういうの払われているでしょうか。

○委員長（高橋徳久） 伊藤次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） この協定によりまして、従業員に対しましては、正規の賃金の6割を保障させていただいております。

○委員長（高橋徳久） はい、藤田委員、よろしいでしょうか。

○委員（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） では、ないようですので質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。それでは、これより採決いたします。

ただ今議題となっております3件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 異議なしと認め、そのように決しました。これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（ 閉 会 午前11時12分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 高 橋 徳 久